

七ヶ浜町教育振興基本計画

平成27年12月
七ヶ浜町教育委員会

I 計画の策定について

1) 策定趣旨

本町の教育行政の方向性については、これまでも重点施策や重点事業を「七ヶ浜町の教育」に掲載し、「七ヶ浜町長期総合計画」の基本理念「心ゆたかなまち」の実現にむけて取り組んでまいりました。

この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、「教育大綱」の策定が町長に義務付けられ、その策定においては教育委員会との調整が求められております。更に教育基本法においては、市町村に対して教育振興の施策に関する基本計画づくりを求めております。

以上のことをふまえ、これからの七ヶ浜町の教育施策の方向性を示すため、「七ヶ浜町教育振興基本計画」を策定いたしました。

2) 計画の位置付け

①法的位置付け

教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。

②本町その他計画との関係

「七ヶ浜町教育大綱」及び、七ヶ浜町長期総合計画や総合戦

略に示す教育分野の施策について、具体化するための計画として策定します。

3) 計画期間

平成28年度から平成32年度までとします。

II 本町教育の状況

21世紀を迎え、少子高齢化社会、情報化社会、グローバル化の時代に入り、私たちを取り巻く状況は、世界的な規模で政治、経済等で混迷を続け、まさに羅針盤なき時代といえます。

学校教育においては、社会の変化に対応した学校教育の在り方が問われているなか、東日本大震災による教育施設被害の早急な復旧対応が求められ、そしてなにより、児童生徒の心のケアについても十分な対応の継続が求められております。

当町における震災復興はまだ道半ばとはいえ、着実に進展しており、教育施設についても給食センター、七ヶ浜中学校の改築が終了し、生涯学習センターを防災拠点施設として強化するなど、教育環境整備に努めてまいりました。

これからも施設の老朽化対策や、心のケアを基本とした不登校対策、児童生徒の学力向上を重点課題とした取り組みなど、教育大綱に基づく次世代を担う子どもの育成を目的とした施策を推進してまいります。

Ⅲ 計画の目標

- 目標 1 次世代を担う子どもの能力を伸ばし育み、教育の充実を図ります。
- 目標 2 生涯学習の充実や芸術文化を振興し、活力あるひとを育みます。
- 目標 3 ひととまちの協働を推進し、地域コミュニティの育成を図ります。
- 目標 4 安全で快適な生活を営むために、地域と連携した防災教育を推進します。

Ⅳ 施策の基本方向

基本方向 1 心身ともに健全な児童・生徒の育成

(1) 学力向上と不登校対応を重点にした教育の推進

- ①目的ある授業改善、授業研究の充実
- ②家庭学習の計画的、組織的取組の推進
- ③学校教育支援センター事業の充実
- 重点事業
- ①学力向上事業
- ②学校教育支援センター事業

(2) 学校教育と社会教育の連携推進

- ①協働教育プラットフォーム事業の推進
- ②地域学習の推進

●重点事業

③協働教育プラットフォーム事業

④地域学習推進事業

〔3〕幼児教育の推進

①コミュニケーション力を重点とした事業の展開

②親子参加型での家庭教育事業の充実

●重点事業

⑤（仮）グローバルな人材育成プログラム事業

基本方向2 生涯学習機会の充実と芸術文化活動の振興

〔1〕生涯学習まちづくり事業の充実

①ライフステージに合わせた講座・教室の推進

②生涯スポーツの振興

③生涯学習事業の情報発信強化

●重点事業

⑥青少年教育事業・成人教育事業・社会体育事業

〔2〕国際交流の推進

①国際交流事業の推進

●重点事業

<⑤（仮）グローバルな人材育成プログラム事業>

〔3〕芸術文化活動の推進

①芸術文化活動団体の推進

②七ヶ浜国際村事業の推進

基本方向3 地域との協働による地域学習の推進

(1) 地域活動団体の育成・支援

- ①地域学習の推進
- ②地域ボランティア活動の支援

●重点事業

<④地域学習推進事業>

(2) 地域間交流や地域コミュニティの育成

- ①地域交流活動の推進
- ②ふるさと学習の推進

●重点事業

⑦地域交流活動事業

<④地域学習推進事業>

基本方向4 学校・町・地域が連携した防災教育の推進

(1) 自主防災組織などの地域の力を生かした防災への取組

- ①学校・町・地域が連携した防災教育の推進
- ②町の防災計画に基づいた地域や学校での取り組みの推進
- ③子どもたちの目線での防災学習への取組の充実

●重点事業

⑧地域連携型防災教育事業

V 計画の推進について

本計画により実施する施策については「七ヶ浜町の教育」に掲げ、定期的な点検を行うこととし、その進行管理を行います。

点検については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき実施する「七ヶ浜町教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する評価・点検」を活用し、効果的な推進を図ります。

また、本計画の具現化については、幅広い町民の理解と協力が必要不可欠であります。そこで本町教育行政の目指す方向性や内容については、町民の皆様へ丁寧な情報提供に努めるため、教育活動の発信力の充実を図ります。